

取引証拠金等の代用有価証券の種類追加

-米国債の追加-

1. 趣旨

近年、本取引所の金利先物市場において、海外投資家の取引が拡大していることから、取引の利便性向上を図るべく、取引証拠金等として預託できる有価証券（以下、「代用有価証券」）の種類に、アメリカ合衆国財務省証券を追加します。

2. 改定内容

アメリカ合衆国財務省証券を代用有価証券として預託できる取引、および取引証拠金等は次のとおりです。

金利先物等取引：取引証拠金、信託金、清算預託金

- ・ なお、取引所為替証拠金取引は、本件の実施と同時に、取引参加者による信託金、清算預託金の預託について、代用有価証券を可能とします。

3. 実施時期

平成 20 年 6 月 2 日

[現行の代用有価証券]

現行の代用有価証券の主な種類は以下のとおりです。

- ・ 日本国債、地方債、特別法人債、社債、株式
(注) いずれも日本国内で発行され、金融商品取引所に上場、または日本証券業協会が価格（売買参考統計値）を公表する有価証券。

以上